



平成 27 年 10 月 23 日

各 位

会社名 ミヤコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 東田 勝
(JASDAQ・コード3424)
問合せ先 管理部長 松田博幸
電話番号 06-6352-6931

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の規程に違反する事実が認められた旨の勧告を受けました。

これは、当社が商品仕入先様との契約に基づき、協賛金等を設定し下請代金の一部を減額していた行為が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規程に抵触するものであると判断されたものであります。

本件に関しまして、下請代金の減額に該当した金額（下請事業者に該当する商品仕入先様14社に対し、総額21,743千円）を、平成27年10月9日に既に返還いたしております。

当社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、下請法を正しく理解するとともに、関連部門へ周知徹底をはかり、再発防止に努める所存でございます。

ご関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上